

入 札 公 告

下記のとおり最低価格落札方式による一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 4 月 2 4 日

分任支出負担行為担当官

福島森林管理署長白河支署長 飯村 善美

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託事業の名称 令和 7 年度希少野生生物保護管理対策（クマタカ等）に係る巡視（福島森林管理署白河支署）
- (2) 委託事業の内容 詳細は別途示す「令和 7 年度希少野生生物保護管理対策（クマタカ等）に係る巡視計画（福島森林管理署白河支署）」のとおり
- (3) 契 約 日 時 落札決定後 7 日以内
- (4) 履 行 期 限 令和 8 年 1 月 1 6 日
- (5) 納 入 場 所 福島森林管理署白河支署

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれをも満たすこと

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等その他」であつて、東北/関東・甲信越地域の資格を有する者、又は、入札書の提出期限までにその資格を有する者であること。
- (3) 巡視対象地域に近接した地域に住所を有するか又は森林管理局長が重点的に巡視を実施する必要があると認める期間等に委託を受けることができる者であること。
- (4) 生物多様性基本法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、森林法、その他野生生物の捕獲等の規制に関する法令等の知識を有する者であること。
- (5) 巡視の際、野生生物に関心が深くその特性等に関する知識を有する者（野生生物に関する研修等を受けた又は巡視実施までに受ける見込みである者を含む）及びクマタカ等の巡視業務に従事したことのある者を巡視業務担当者として配置できる者であること。
- (6) 巡視対象となる希少野生生物の生息・生育情報については、保護の観点から原則非公開の扱いであることを理解し、業務上知り得た事項について守秘義務を負うことができる者であること。
- (7) 関東森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措

置要領」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

- (8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、または、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)若しくは森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、実績等確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 実績等確認資料の提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムで PDF ファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

下記受付場所へ持参又は郵送・託送(書留等配達記録の残るものに限る)すること。

受付場所: 〒961-0074 福島県白河市郭内 128-1

福島森林管理署白河支署 総務グループ

電話 0248-23-3135

提出部数: 1 部

提出方法: 実績等確認資料は、入札説明書に示す様式により作成し、入札に参加を希望する者の代表者又はそれに変わる者がイの場所に持参するか若しくは郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(3) 提出期間

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和7年4月25日午前9時00分から令和7年5月14日午後4時00分まで
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

イ 紙入札方式により参加する場合

令和7年4月25日午前9時00分から令和7年5月14日午後4時00分まで
(ただし、閉庁期間を除く。なお、郵送の場合は期間内必着とする。)

- (4) (3)に規定する期限までに実績等確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争入札に参加することができない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

上記3(2)イに同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間：令和7年4月25日から令和7年5月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所：(1)に同じ(関東森林管理局のホームページからダウンロードすることができる。)

ウ その他：配布資料は無料である

(3) 入札及び開札の日時、場所、及び提出方法

ア 電子調達システムにより参加の場合

令和7年5月14日午前9時00分から令和7年5月16日午前10時00分までに電子調達システム上で入札金額を送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

令和7年5月16日午前9時45分までに福島森林管理署白河支署2階会議室へ入札書を持参し、午前10時00分までに入札すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。(ただし、郵便入札による場合は、二重封筒とし、中封筒の表に入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び入札件名を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、入札前日(前日が行政機関の休日に当たる場合は入札日より前の直近の行政機関の執務日)午後4時00分までに福島森林管理署白河支署に到着するよう差し出すこと。入札書の日付は令和7年5月16日とする。なお、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便により参加した者は再度の入札には参加できない。)

ウ 開札は、入札終了後直ちに福島森林管理署白河支署2階会議室にて行う。

なお、開札に当たり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。

エ 入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、入札すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

オ 開札日時

令和7年5月16日午前10時01分

5 その他

(1) 本事業は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る令和7年度設計業務委託等技術者単価」の「1. 設計等業務」の技術員の基準日額を適用している。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札及び関東森林管理局署等競争契約入札心得に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが判明した場合は落札決定を取り消す。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(7) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4の(1)に同じ。

(10) 巡視業務担当者について

落札後、巡視業務担当者においては、巡視の開始までに、関東森林管理局長により自然保護管理員へ任命されなければならない。ただし、巡視業務担当者の中で自然保護管理員として適切ではないと判断された者がいた場合、当該者は自然保護管理員に任命されないことがある。その場合、当該者は巡視を行うことができない。

(11) 詳細は入札説明書による。

6 配付資料等

(関東森林管理局のホームページよりダウンロード可)

(1) 入札説明書

(2) 関東森林管理局署等競争契約入札心得

(3) 実績証明書(様式)

(4) 委託契約書

- (5) 令和7年度希少野生生物保護管理対策(クマタカ等)に係る巡視計画(福島森林管理署白河支署)
(一般公開されていない情報が含まれているため、必要に応じて4の担当部局までお問い合わせください。)